

## 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

### 1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 えびかご漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 1 隻
- (3) 船舶の総トン数 10 トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 富津市と安房郡鋸南町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南 18 号）269 度（真方位による。）の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線に至る間の千葉県海面。ただし、漁業権漁場を除く。
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 操業区域に接する地域に住所を有する者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月16日から4月15日まで